

令和 7 年度ブロック会議 大会宣言等

令和 7 年度ブロック会議は 9 月上旬時点で 7 地域において開催され、そのうち次の 4 地域において大会宣言、大会決議等が採択されました。

採択された内容については以下の通りです。

- (1) 7 月 17 日 (木) 開催 中国ブロック会議
- (2) 7 月 25 日 (金) 開催 九州ブロック会議
- (3) 8 月 21 日 (木) 開催 北関東信越ブロック会議
- (4) 8 月 22 日 (金) 開催 中部ブロック会議

(1) 7月17日(木) 開催

中国ブロック会議 【会 場】 鳥取県；ANA クラウンプラザホテル米子

【大会決議】

先日、昨年の出生数が70万人を下回ると言う衝撃的なニュースがありました。この影響は18年後に我々を直撃し、今後、教育機関を取り巻く環境は急激に厳しい環境に置かれると言わざるをえない状況です。さらに近年、地方から大都市圏への18歳人口流失はますます拡大しており、大都市との地域格差も広がるばかりです。この現状を放置し続ければ、地域を支える人材がいなくなり、地方の産業、経済が壊滅し、人々の生活そのものを揺るがす事態になりかねません。今こそ、地域の専修学校各種学校に焦点を当て、これからの地方を蘇らせる分岐点にしなければなりません。

一方で、国や地域行政の評価も得られているのも事実です。これまで、我々は、学生、生徒の「学びの機会の確保」と産業界への「人材の輩出」という使命を果たすべく、教職員一丸となって学校運営にあたってきました。こうした真摯な取り組みに呼応するように、国からの様々な支援策が専修学校各種学校に対しても講じられました。その一つが、令和8年4月1日より施行される学校教育法の一部改正です。改正内容では、専修学校専門課程の入学資格を大学の入学資格と同様の規定とすること、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学と同等に「単位数」として定めること、専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めることなど、専修学校と大学・短大がほぼ同等の扱いになっています。さらに、この改正には、「専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務づけるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。」など、社会から信頼を得ると共に、高等教育機関としての責任を果たす重要かつ必要不可欠な項目も含まれています。しかし、いわゆる第三者評価には莫大な費用と労力を有し、中小規模を含む専修学校では大きな負担になることは容易に推測されるところです。

こうしたことにより制度面で大学・短大に近づく一方で、専修学校への進学を名実ともに高等教育機関への進学率に加算されない一部地域も存在し、また、経常費補助が皆無または不十分な都道府県も存在します。未来の地域を支える若者に、進学先の制度上の違いだけで国や地域行政からの支援が異なることはあってはならないと考えます。

このような社会情勢の中、専修学校各種学校は引き続き社会的要請に応えるべく、職業教育機関として、また生涯学習機関として努力を継続していかなければなりません。

これらの案件の実現のために努力することをここで決議するものであります。

(決議事項)

1. 「激甚法」をはじめとした学校教育法第一条の学校と制度上の格差が存在するものについては、国に対して専修学校各種学校も対象となるよう早期の法改正を要望する。
2. 地域人材の育成機関である専修学校各種学校への公的助成の新規創設及び拡充を求める。
特に職業実践専門課程認定校への助成、高等専修学校生への授業料減免措置、授業目的公衆送信補償金制度への支援など地方財政措置が講じられているものについては、各県に対して早期の対応を要望する。
3. 公立の職業訓練施設において、本来の「求職・離職・転職・在職者のための職業訓練施設」

という目的に沿った募集活動を行うことを要望する。

(2) 7月25日(金) 開催

九州ブロック会議 【会場】 熊本県；KKRホテル熊本

【大会決議】

アジアの中でいち早く先進国となった日本は、今、高い少子高齢化率の中で様々な問題に直面し、社会構造の変化、グローバル化による影響、経済面の停滞等、解決すべき難問が山積しています。それだけに教育の果たす役割はこれまで以上に大きくなっています。

本年は、専修学校制度制定50周年の節目の年です。私たち専門学校の社会的責務も極めて大きなものになっていると言えます。

そのような中で専修学校各種学校においては、今後もより一層学びの質を高め、キャリア意識、専門知識を涵養できる人材の育成に努めてまいります。

本日、この九州ブロック大会において、下記事項を行政当局及び全国専修学校各種学校総連合会に対して強く要望するとともに、併せてそれぞれの九州ブロック内の各会員校が自らの課題解決に取り組み、社会的責任を果たしていくことをここに宣言します。

記

1 国、県等の行政機関への要望

- (1) 「職業実践専門課程」を通じた専修学校振興に対する、より一層の支援拡充を求める。
- (2) 高等教育の就学支援制度における授業料減免制度の拡充を強く求める。
- (3) 外国人留学生の専修学校・各種学校への留学支援と卒業後の定着支援のため、在留資格の付与や範囲の拡大などを求める。
- (4) 高等専修学校は、後期中等教育機関の役割を担っており、その教育振興に資するためにも高等学校との様々な格差是正を求める。
- (5) 大規模災害に際して、被災した専修学校及び各種学校に対し、一条校と同様の措置が講じられるように、激震災害法の改正を求める。

2 九州ブロック内の各会員校の社会的責務の遂行に向けて

- (1) 各学校が教育の質保証・情報公開・法令遵守等に真摯に取り組み、公的な教育機関としての説明責任を果たしていく。
- (2) 実践的な職業教育機関として、若年者や離職者の雇用対策の一翼を担うとともに社会人の学び直しとして、広く活用されるよう地域社会に積極的に貢献する。
- (3) アジアに近接した九州ブロックの地理的特性を活かし、国際社会で活躍し、我が国の将来に貢献できる視点をもった人材の育成と先見性に富む学校経営に心がける。
- (4) 高等専修学校においては、小中学校で「不登校」を経験した生徒や発達障がいのある生徒のための適切な受け入れ及び進路指導に関する教育力の向上を目指す。

(3) 8月21日(木) 開催

北関東信越ブロック会議 【会 場】長野県；ホクト文化ホール

【大会決議】

現在、我が国では少子化が急速に進行し、教育現場はかつてない変革の時を迎えている。

また、A I の進展により社会や産業の構造が大きく変わる中、職業教育には知識や技術だけでなく、変化に柔軟に対応できる人間力の育成が求められている。

私たち専修学校各種学校では、実践的な学びを通じて豊かな心を育む教育を推進するとともに、社会人の学び直しや留学生への支援など、今日的な課題に対応し社会に貢献できる人材を育成していくことが急務である。

専修学校制度制定から50年という大きな節目を迎えた今、私たちは、専修学校各種学校における職業教育の使命を再確認し、A I 時代にふさわしい教育の革新と人間性豊かな人材の育成を進め、その社会的責務を果たしていくことをここに決議するとともに、それを支援するため下記事項を関係機関に強く要望する。

記

- 1 時代の要請に応じた職業教育を展開し、地域や産業界に有意な人材を輩出している専修学校各種学校の振興を図るため、公的助成の拡大及び職業実践専門課程への一層の支援を行うこと。
 - 2 多様な生徒の受入れを行っている後期中等教育機関としての高等専修学校の重要性を深く理解し、各都道府県における高等学校との格差を是正すること。
 - 3 意欲あるこどもたちの進学を支援するため、高等教育の修学支援新制度における所得要件を緩和するなど、制度の一層の充実を図ること。
 - 4 職業能力開発施設と専修学校各種学校との競合を回避し、役割分担を明確にすることで、その徹底を図ること。
 - 5 外国人留学生の受入れをより一層容易に行えるよう国として支援するとともに、産官学が連携して留学生が働きながら学び、卒業後に身につけた技能を生かせる環境を整備すること。
 - 6 社会人に学び直しの機会を提供するリカレント教育の充実を図るとともに、知識や技術をアップデートするためのリスキリング実践モデルの開発を支援すること。
- 以上のとおり本大会において決議する。

（４）８月２２日（金）開催

中部ブロック会議 【会 場】岐阜県；ホテルグランヴェール岐山

【大会決議】

21 世紀も早四半世紀を迎え、専修学校・各種学校は今、その存在意義を再確認する時を迎えています。

専修学校は今年、制度創設 50 周年を迎えました。この半世紀の間、専門士・高度専門士の称号付与や大学・大学院への編入学資格付与、職業実践専門課程や修学支援新制度の創設など、専修学校の振興を図るための様々な施策や法制度整備が段階を踏んで進められ、昨年 6 月には、専門学校を法制度的にも高等教育機関であることを明確にすること等を目的として、学校教育法等の改正が行われました。

一方、急速な少子化の進行により、18 歳人口の急激な減少が見込まれ、いわゆる大学全入時代の到来により、高校生の進路選択が大学に移っている可能性も指摘される中、大学等のアカデミックラインに対し、プロフェッショナルライン(職業教育体系)の確立に向けた職業教育機能の一層の強化が不可欠かつ急務となっています。また、デジタル社会の進展や AI の急速な普及をはじめとした技術革新、グローバル化や産業構造の変化など、社会環境は急速に変化しており、働き方改革の進展や人生 100 年時代の到来に伴うリカレント教育やリスクリングに対するニーズの拡大とともに、労働力人口の減少に伴う留学生への期待が高まっています。このように専修学校・各種学校を取り巻く状況が大きく変化する中、本大会では、専修学校・各種学校が我が国の「知の総和」向上の一翼を担う極めて重要な存在であることを再確認し、果たすべき役割・機能、その実現に向け推進すべき取り組みについて議論を深めました。本日ここに共有された共通認識を第 69 回定期大会の成果として次のとおり宣言します。

- 1 職業実践専門課程の取り組みの一層の拡充をはじめ、デジタルリテラシー教育の充実や教育 DX の推進など新しい時代に対応した教育内容の充実を図るとともに、学校教育法の一部改正への適切な対応を通じて、プロフェッショナルライン(職業教育体系)の確立に向けた実践的な職業教育の質の保証・向上に取り組む。
- 2 各種学校等が設置・運営する日本語教育機関と連携し、専門学校等への優秀な留学生の受入れを推進するとともに、産業界、関係行政機関等と連携し、留学生が卒業後に地域の企業等で活躍し続けられる環境整備に貢献する。
- 3 人生 100 年時代を見据えた多様なリカレント教育の充実を図るとともに、専修学校・各種学校が社会人等の学び直し、リスクリングの機能をより広く発揮できるよう、産業界、関係行政機関等と連携し、人材育成の実態やニーズの把握等に努める。
- 4 産業界や地方公共団体等とのつながりを密にし、地域密着型の専修学校・各種学校の特色や強

みを発揮して、県・市町村が推進する地方創生に向けた取り組みに貢献する。